



2021年4月15日

各 位

会社名 ホ シ ザ キ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小 林 靖 浩
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 執行役員 水 谷 正
(TEL. 0562-96-1320)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2021年5月12日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,000株
(3) 発行価額	1株につき10,520円
(4) 発行総額	63,120,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 6名 3,900株 当社の取締役を兼務しない執行役員 5名 2,100株
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2018年3月28日開催の第72期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内（当社普通株式の株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、執行役員制度の導入に伴い、当社の取締役を兼務しない執行役員につきましても本制度の適用対象とすることを、2020年2月25日開催の取締役会において決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役及び当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役等に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 15,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計63,120,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式6,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 11 名が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2021年5月12日～2051年5月12日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（但し、死亡による退任の場合を除く）により退任した場合には、対象取締役等の退任日の翌日から 1 年後の応当日をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役等の死亡が判明した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等が取締役又は執行役員に選任された最終の株主総会開催の日を含む月の翌月から退任日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（但し、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点の直後において、譲渡制限が解除されていない譲渡制限期間が満了した本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点の直前時において、対象取締役等が上記(2)に定める地位にある場合、本割当株式の全てを当然に無償で取得するとともに、上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式についても、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制

限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等が取締役又は執行役員に選任された最終の株主総会開催の日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（但し、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、取締役会の日の前営業日である2021年4月14日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である10,520円としております。これは、第72期定時株主総会でご承認いただいた価額決定方法であり、合理的かつ恣意性を排除できるため、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上